

鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年12月23日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第52号

鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例（平成12年鳥取市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び第228条第1項」を削り、「使用料等」を「利用料金」に改める。

第2条の表鳥取市福部町武道館の項を削る。

第5条及び第6条を削る。

第4条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長」を「指定管理者」に、「使用」を「利用」に改め、同条を第6条とする。

第3条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条第1項中「使用」を「利用」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第5条とする。

第2条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第3条 武道館の管理は、法人その他の団体であって市長が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせる。

2 指定管理者は、この条例及びこの条例に基づく規則の定めるところにより、適正に武道館の管理を行わなければならない。

(指定管理者の業務の範囲)

第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 武道館の利用に関する業務
- (2) 武道館の施設及び設備の維持管理に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、武道館の管理上市長が必要と認める業務

第15条から第20条までを削る。

第14条中「使用者」を「利用者」に改め、同条を第16条とする。

第13条第2項中「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第15条とする。

第12条第2項中「第7条」を「第9条」に、「使用の許可」を「利用の許可」に、「使用者」を「利用者」に、「市」を「市及び指定管理者」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「使用者は、その使用」を「利用者は、その利用」に改め、同条を第13条とする。

第10条中「使用者」を「利用者」に、「市長」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第9条の見出し中「目的外使用等」を「目的外利用等」に改め、同条中「使用者」を「利用者」に、「使用目的以外に使用」を「利用目的以外に利用」に改め、同条を第11条とする。

第8条の見出し中「使用料」を「利用料金」に改め、同条中「使用料は」を「利用料金は」に改め、同条ただし書中「次の各号のいずれかに該当するときは、既納の使用料」を「指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、既納の利用料金」に改め、同条各号を削り、同条を第10条とする。

第7条の見出し中「使用」を「利用」に改め、同条中「市長は、使用者」を「指定管理者は、武道館の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）」に、「使用

を」を「利用を」に、「その使用」を「その利用」に改め、同条第3号中「使用」を「利用」に改め、同条を第9条とする。

第6条の次に次の2条を加える。

(利用料金)

第7条 武道館の利用に係る料金(以下「利用料金」という。)については、別表第1及び別表第2に定める金額の範囲内で、あらかじめ市長の承認を受けて指定管理者が定める。

2 利用料金は、指定管理者にその収入として収受させる。

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を受けて定めた基準により、利用料金を減額し、又は免除することができる。

第21条を第17条とする。

別表第1及び別表第2中「第17条関係」を「第7条関係」に改める。

別表第3を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の鳥取市立武道館の設置及び管理に関する条例の相当規定によりなされたものとみなす。